

○国土交通省告示第四百十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十七年四月七日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道23号改築工事（中勢バイパス・三重県松阪市中道町字野垣内地内から同市小津町字折戸地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 三重県松阪市中道町字野垣内並びに小津町字宮ノ腰、字大坪、字東浦、字南東浦及び字折戸地内
- 2 使用の部分 三重県松阪市小津町字東浦地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、三重県津市高茶屋小森町字瓦ヶ野地内から松阪市小津町字折戸地内までの延長約6.7kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道23号改築工事（中勢バイパス）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当し、同項の規定により指定区間内の管理は国土交通大臣が行うものとされていることから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道23号は、愛知県豊橋市から名古屋市等を経由し、三重県内の伊勢湾臨海部を通過して伊勢市に至る延長約155kmの幹線道路であり、特に三重県においては、同県の政治、経済の中心である津市を始め、四日市市、松阪市等の主要都市を南北に結ぶ重要な路線である。

このうち本件区間に係る一般国道23号（以下「現道」という。）は、三重県中南勢地域から津市街地への主要な幹線道路として自動車交通が多く、自動車交通量が現道の交通容量を超過している状況にあることから、慢性的な交通渋滞が発生しており、幹線道路としての機能が低下し、円滑な交通が阻害されている。

平成15年に起業者が行った現地調査によると、三重県松阪市曾原町地内において59,023台/日、混雑度は1.29となっている。また、平成9年に三重県道路交通渋滞対策推進協議会が策定した「第3次三重県渋滞対策プログラム」において、雲出本郷町交差点及び小津交差点が主要渋滞ポイントに指定されており、平成15年8月に起業者が行った現地調査によると、雲出本郷町交差点において津市街地方面へ1,240mの渋滞長が確認されている。

本件事業の完成により、現道における交通渋滞の緩和が図られ、円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、同法等に準じて、起業者が昭和57年7月及び平成16年9月に環境影響評価を任意に実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足すると評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通渋滞の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第1級の規格に基づく4車線のバイパス道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和58年4月15日に都市計画決定されており、本件事業の基本的内容は、都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

現道は、3(1)で述べたように交通量が多く、慢性的に交通渋滞が発生していることから、できるだけ早期に交通渋滞の緩和を図る必要があると認められる。

また、一般国道23号沿線市町の長及び議会議長からなる中勢バイパス建設促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に対する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 三重県松阪市役所建設部用地対策課